



大津市公報

平成28年3月15日
号外(第20号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目次

規 則	
11	大津市予防接種協議会規則の一部を改正する規則..... 1
12	大津市契約規則の一部を改正する規則..... 1
13	大津市理容師法施行細則の一部を改正する規則..... 2
14	大津市美容師法施行細則の一部を改正する規則..... 2
15	大津市リサイクルセンター木戸の管理運営に関する規則の一部を改正する規則..... 3
16	大津市仰木ふれあい広場の管理運営に関する規則の一部を改正する規則..... 3
17	大津市公共棧橋の管理運営に関する規則の一部を改正する規則..... 4
18	大津市浜大津公共広場の管理運営に関する規則の一部を改正する規則..... 4
教育委員会規則	
3	大津市学校運営協議会規則の一部を改正する規則..... 4

規 則

大津市予防接種協議会規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年3月15日

大津市長 越 直 美

大津市規則第11号

大津市予防接種協議会規則の一部を改正する規則

大津市予防接種協議会規則(平成24年規則第136号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「3人」を「3人以内」に改め、同項第2号中「4人」を「3人」に改め、同項第3号中「2人」を「3人」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

大津市契約規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年3月15日

大津市長 越 直 美

大津市規則第12号

大津市契約規則の一部を改正する規則

大津市契約規則(昭和40年規則第35号)の一部を次のように改正する。

第29条、第37条第1項、様式第7号及び様式第10号中「年2.9パーセント」を「年2.8パーセント」に改める。様式第11号中「年2.9%」を「年2.8パーセント」に改める。

様式第12号委託契約書第4条第2項中「年2.9パーセント」を「年2.8パーセント」に改め、同契約書第8条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

甲の信用を著しく失墜させる行為をしたと認められるとき。

様式第12号備考第5項第1号中「同項第5号」の次に「若しくは第6号」を加える。

様式第13号委託契約書第7条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

甲の信用を著しく失墜させる行為をしたと認められるとき。

様式第13号備考第6項中「又は第2号」を「若しくは第2号」に改め、「同項第3号」の次に「若しくは第4号」を加える。

様式第14号工事請負契約書第34条の2第10項並びに第42条第2項及び第3項中「年2.9パーセント」を「年2.8パーセント」に改め、同契約書第44条第1項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

甲の信用を著しく失墜させる行為をしたと認められるとき。

様式第14号工事請負契約書第44条第3項中「第5号」を「第6号」に改め、同契約書第47条第3項中「年2.9パーセント」を「年2.8パーセント」に改める。

様式第17号及び様式第17号の2中「年2.9%」を「年2.8パーセント」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

.....

大津市理容師法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年3月15日

大津市長 越 直 美

大津市規則第13号

大津市理容師法施行細則の一部を改正する規則

大津市理容師法施行細則(平成21年規則第33号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「市長」の次に「(その権限が保健所長に委任されている場合にあっては、保健所長。以下同じ。)」を加える。

様式第1号中 「(あて先) 大津市長」 を 「(宛先) 大津市保健所長」 に、

「

開設予定年月日	年 月 日
---------	-------

を

「

理容所の開設予定年月日	年 月 日
開設しようとする理容所と同一の場所で現に美容所が開設されている場合は、当該美容所の名称	
開設しようとする理容所と同一の場所で美容所の開設の届出がされている場合(開設しようとする理容所と同一の場所で現に美容所が開設されている場合を除き、当該届出を当該理容所の開設の届出と同時にを行う場合を含む。)は、当該美容所の開設予定年月日	年 月 日

に

改める。

様式第2号中 「(あて先) 大津市長」 を 「(宛先) 大津市保健所長」 に改め、「理容所検査確認済証」の次に「(理容所検査確認済証の記載事項の変更又は理容所の廃止の届出の場合に限る。)」を加える。

様式第3号及び様式第4号中 「(あて先) 大津市長」 を 「(宛先) 大津市保健所長」 に改める。

様式第5号中「大津市長」を「大津市保健所長」に改める。

様式第6号中 「(あて先) 大津市長」 を 「(宛先) 大津市保健所長」 に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

.....

大津市美容師法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年3月15日

大津市長 越 直 美

大津市規則第14号

大津市美容師法施行細則の一部を改正する規則

大津市美容師法施行細則(平成21年規則第34号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「市長」の次に「(その権限が保健所長に委任されている場合にあつては、保健所長。以下同じ。)」を加える。

様式第 1 号中 「(あて先) 大津市長」 を 「(宛先) 大津市保健所長」 に、

「

開 設 予 定 年 月 日	年 月 日
---------------	-------

を

」

「

美容所の開設予定年月日	年 月 日
開設しようとする美容所と同一の場所で現に理容所が開設されている場合は、当該理容所の名称	
開設しようとする美容所と同一の場所で理容所の開設の届出がされている場合(開設しようとする美容所と同一の場所で現に理容所が開設されている場合を除き、当該届出を当該美容所の開設の届出と同時に行う場合を含む。)は、当該理容所の開設予定年月日	年 月 日

に

改める。

様式第 2 号中 「(あて先) 大津市長」 を 「(宛先) 大津市保健所長」 に改め、「美容所検査確認済証」の次に「(美容所検査確認済証の記載事項の変更又は美容所の廃止の届出の場合に限る。)」を加える。

様式第 3 号及び様式第 4 号中 「(あて先) 大津市長」 を 「(宛先) 大津市保健所長」 に改める。

様式第 5 号中「大津市長」を「大津市保健所長」に改める。

様式第 6 号中 「(あて先) 大津市長」 を 「(宛先) 大津市保健所長」 に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

.....

大津市リサイクルセンター木戸の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年3月15日

大津市長 越 直 美

大津市規則第15号

大津市リサイクルセンター木戸の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

大津市リサイクルセンター木戸の管理運営に関する規則(平成25年規則第25号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 2 号中「共催又は後援」を「主催又は共催」に改め、同項第 3 号中「公用又は」を削る。

様式第 3 号中「共催又は後援」を「主催又は共催」に改め、「公用又は」を削る。

附 則

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

2 改正後の第 6 条第 1 項の規定は、この規則の施行の日以後の使用の許可に係る使用料の減免について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料の減免については、なお従前の例による。

.....

大津市仰木ふれあい広場の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年3月15日

大津市長 越 直 美

大津市規則第16号

大津市仰木ふれあい広場の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

大津市仰木ふれあい広場の管理運営に関する規則(平成16年規則第8号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 1 号中「共催又は後援」を「主催又は共催」に改め、同項第 2 号中「公用又は」を削る。

附 則

- 1 この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 5 条第 1 項の規定は、この規則の施行の日以後の使用の許可に係る使用料の減免について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料の減免については、なお従前の例による。

.....

大津市公共棧橋の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年 3 月15日

大津市長 越 直 美

大津市規則第17号

大津市公共棧橋の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

大津市公共棧橋の管理運営に関する規則（平成18年規則第10号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項第 1 号中「共催又は後援」を「主催又は共催」に改め、同項第 2 号中「公用又は」を削る。

附 則

- 1 この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 6 条第 2 項の規定は、この規則の施行の日以後の使用の許可に係る使用料の減免について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料の減免については、なお従前の例による。

.....

大津市浜大津公共広場の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年 3 月15日

大津市長 越 直 美

大津市規則第18号

大津市浜大津公共広場の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

大津市浜大津公共広場の管理運営に関する規則（平成10年規則第16号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 号中「共催又は後援」を「主催又は共催」に改め、同条第 2 号中「公用又は」を削る。

附 則

- 1 この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 5 条の規定は、この規則の施行の日以後の使用の許可に係る使用料の減免について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料の減免については、なお従前の例による。

教 育 委 員 会 規 則

大津市学校運営協議会規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年 3 月15日

大津市教育委員会
委員長 桶 谷 守

大津市教育委員会規則第 3 号

大津市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

大津市学校運営協議会規則（平成27年教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

- 5 第 1 項の指定の期間は、3 年とする。ただし、再指定を妨げない。
- 第 3 条第 1 項中「10人」を「15人」に改め、同条第 2 項中「年度の」の次に「翌々年度の」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

附 則

- 1 この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の 5 第 1 項の規定による指定を受けている市立学校の当該指定の期間は、改正後の第 2 条第 5 項本文の規定にかかわらず、平成31年 3 月31日までとする。